

財務省告示第三百七十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年十月三日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十月二十六日

財務大臣

額賀

福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
年債利付（二十庫）	第三回二百六十	六十億円	銭百一円三十三
年債利付（二十庫）	第四回二百六十	六十五億円	五百円六十三銭
年債利付（二十庫）	第七回二百六十	百三十七億円	銭九十九円十八
年債利付（二十庫）	第二十七回	円二百六十九億	十二銭七厘
年債利付（二十庫）	第二十八回	二億円	十百九銭二十五円三
年債利付（二十庫）	第二十九回	二百十五億円	十百六銭十五円四
年債利付（二十庫）	第三十回	五十億円	九百九十二厘
年債利付（二十庫）	第三十一回	五億円	一百九十五円六十

合	"
計	"
円九 百 四 十 七 億	三 十 億 円
	一 百 銭 五 厘 円 七 十